

令和6年度石川県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、電子処方箋の活用及び普及を促進し、県民への質の高い医療サービスの提供及び医療費適正化の推進に資するため、石川県内の医療機関及び薬局における電子処方箋管理サービス導入のためのシステム整備に係る費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」（令和6年3月7日付け医薬発0307第2号厚生労働省医薬局長通知）、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」（令和6年3月7日付け厚生労働省発医薬0307第74号厚生労働省事務次官通知。以下「国の交付要綱」という。）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、電子処方箋管理サービスを導入した上で、電子処方箋の普及促進における周知、啓発に協力する保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日付け薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「実施要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から実施要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。）の開設者（以下「対象医療機関等」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の（1）から（3）に掲げる事業とする。なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業についても、補助の対象とする。

- （1） 電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する医療機関等職員への実地指導等（以下「システム改修等」という。）に係る事業
- （2） 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」、「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」、「マイナンバーカード署名」、「処方箋ID検索」、「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- （3） 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステ

△改修等に係る事業

(交付対象経費)

第4条 前条（1）から（3）までに掲げる事業に必要な経費とし、実施要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、前条に規定する交付対象経費の実支出額に次の表の第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、第3欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、金額はいずれも税込みとする。

(1)大規模病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床以上の病院）の場合

1 区分	2 補助率	3 補助上限額
第3条（1）の事業	1／6	811千円
第3条（2）の事業	1／6	226千円
第3条（3）の事業	1／6	1,003千円

(2)病院（医療法第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の病院）の場合

1 区分	2 補助率	3 補助上限額
第3条（1）の事業	1／6	543千円
第3条（2）の事業	1／6	167千円
第3条（3）の事業	1／6	676千円

(3)診療所の場合

1 区分	2 補助率	3 補助上限額
第3条（1）の事業	1／4	97千円
第3条（2）の事業	1／4	61千円
第3条（3）の事業	1／4	135千円

(4)薬局の場合

1 区分	2 補助率	3 補助上限額
第3条（1）の事業	1／4	97千円
第3条（2）の事業	1／4	64千円
第3条（3）の事業	1／4	138千円

(交付申請及び実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項による交付申請と規

則第13条による実績報告を同時に行うものとし、交付申請書（兼）実績報告書（兼）請求書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項に規定する補助金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

3 複数の対象医療機関等から構成される組織は、同組織に属する複数の対象医療機関等の第1項に係る交付申請及び実績報告を、一括して行うことができるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1） 補助事業者は、オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む。）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施していかなければならない。

（2） 電子処方箋の普及促進に関する以下の取組みを行わなければならない。

ア 別に指定する周知広報資材（ポスター）の対象施設への掲示

イ 県が実施する電子処方箋の活用状況等に関する調査への協力

（3） 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（4） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（5） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（6） 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（7） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

（8） 県の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（9） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ら

なければならない。

- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット（ナビイ）で公表するための医療薬局機能情報の報告を行わなければならない。
- (12) (1) から (11) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返還を求めることがある。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
- (2) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (3) 第8条各号に規定する条件のいずれかに違反した場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

2 知事は、第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に対し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。